

議案第98号

磐田市立幼稚園及び認定こども園預かり保育料徴収条例の一部  
を改正する条例の制定について

磐田市立幼稚園及び認定こども園預かり保育料徴収条例の一部を改正する  
条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年11月24日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市立幼稚園及び認定こども園預かり保育料徴収条例の一部  
を改正する条例

磐田市立幼稚園及び認定こども園預かり保育料徴収条例（平成17年磐田市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「預かり保育料」を「保育料」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項を次のように改める。

保育料は、日額450円とする。

第4条第2項及び第3項を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

磐田市立幼稚園及び認定こども園預かり保育料徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  <u>(1) 通常預かり保育 1月以上の預かり保育をいう。</u>  <u>(2) 緊急預かり保育 1日を単位として行う一時的な預かり保育をいう。</u></p> <p>(納入義務者) 第3条 <u>預かり保育料</u>の納入義務者は、預かり保育を受ける園児の保護者とする。</p> <p>(保育料の徴収) 第4条 <u>預かり保育の保育料は、次のとおりとする。</u>  <u>(1) 通常預かり保育 月額 7,000円 (以下「月額保育料」という。)</u>  <u>(2) 緊急預かり保育 日額 500円 (以下「日額保育料」という。)</u>  <u>2 前項第1号に規定する保育料は、月15日以前に預かり保育を開始した者及び16日以後に預かり保育を中止した者については1箇月分の月額保育料を徴収し、16日以後に預かり保育を開始した者及び15日以前に預かり保育を中止した者については月額保育料の2分の1の額を徴収する。</u>  <u>3 預かり保育を実施しない日が月の全日にわたった場合は、その月の月額保育料を徴収しない。</u></p> <p>(保育料の納期) 第5条 略</p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(削除)</p> <p>(納入義務者) 第2条 <u>保育料</u>の納入義務者は、預かり保育を受ける園児の保護者とする。</p> <p>(保育料の徴収) 第3条 <u>保育料は、日額450円とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(保育料の納期) 第4条 略</p>

現行	改正案
(委任) 第6条 略	(委任) 第5条 略